

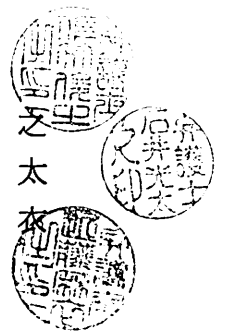
令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)
原告 江本浩二 外58名
被告 沼津市長 頼重秀一

準備書面(9)

令和6年12月23日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	佐 竹 俊
同 弁護士	石 井 光 太
同 弁護士	近 藤 麻 衣



第1 前提事実

被告頼重秀一沼津市長は、株式会社東日に対して、沼津市新中間処理施設計画に基づく敷地造成工事の構造物等詳細設計業務委託契約(令和4年6月10日)を締結した(甲67の1)。

その後、前記敷地造成工事は実施され、33,000,000円が事業費として支払われた。また、被告頼重秀一沼津市長は、支出調書を令和4年7月6日決裁し、990万円を前払いし(甲67の2)支出調書を令和5年2月14日決裁し、2310万円を令和5年3月10日に支払っている(甲68)。

まず、上記敷地造成工事は、新中間処理施設(=ごみ焼却施設)建設のための準備事業である。

都市計画法の第4条5号では、同法第11条各号に定める施設を都市施設としている。そして、同法11第3号は、ごみの焼却施設を都市施設に定めることができる旨を規定している。都市施設は、交通事情などの都市の現状や将来の見通し等から適切な規模で、必要な位置に定められることになっている。なお、都市計画として定めることを、「都市計画決定」と言う。

建築基準法第51条は、ごみ焼却場は、「都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築、又は増築してはならない」と定めている。そのため、新築や増築するときには、都市計画決定し、都市施設として定めることが必要とされる。

都市施設については、都市計画において、1. 施設の種類 2. 名称 3. 位置及び区域 4. 面積を定める必要があるとされている(都市計画法11条2項)。

第2 都市計画に関する違法

都市計画決定については、沼津市が進める新中間処理計画に関しては、経過的にみると

静岡県が、令和3年3月に「都市計画法第十五条一、二によって都市計画決定を行った「東駿河湾広域都市計画 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和3年（2021年）3月」として都市計画決定を行った（甲69）。

ここでは、「種別 ごみ焼却場、名称 沼津市新中間処理施設、位置は沼津市上香貫地区」とされている。

沼津市が、令和6年2月の都市計画決定の説明会で、配布した資料では、2.（1）都市施設について「種類 ごみ焼却場、名称 沼津市新中間処理施設、位置 沼津市上香貫字2の洞、山ケ下町 面積 約2.5ha」とされている。令和6年2月の都市計画決定の段階では、位置が「位置 沼津市上香貫字2の洞、山ケ下町」に変更されている（甲70）。

静岡県の都市計画決定では、位置は「上香貫地区」とされている。しかしながら、現在、建築が進められているごみ焼却場の敷地は、「上香貫字2の洞」だけではなく「山ケ下町 1の洞」も含まれている。

県の決定した「上香貫地区」という位置では、登記上でも2の洞と3の洞しか含まないことになる。なぜなら、1の洞は、所在は山ケ下町だからである。当初の静岡県が行った都市計画決定とは異なる内容でごみ焼却場の建設手続きが進められたことになる。

少なくとも前述した敷地造成工事を行った段階では、都市計画決定において「山ケ下町、1の洞」を敷地として含まないにもかかわらず、これを含めて工事を行ったことになる。

しかし、令和5年の都市計画決定の説明会では、その間違いを訂正せず、静岡県の決定内容「上香貫地区」と現状進めている内容「上香貫字2の洞」と「山ケ下町」を併記する形をとった。少なくともその令和5年5月の段階では、計画がどのような形で進められているかを知っていて、訂正していなかったことがわかる。

そして、本件住民監査請求によって、その静岡県の都市計画決定での位置の間違いを指摘されたために、慌てて、本年（令和6年）2月に都市計画決定をやり直したと考えられる。

通常都市計画に瑕疵があれば、敷地造成工事をストップして、正しい計画決定を行うべきである。

敷地の造成工事は、建設工事の重要な一環であり、建設工事を事業者が好き勝手に分割し、その分割した工事の開始時期に合わせて、都市計画決定すれば

良いなどとすれば良いということはありません。

以上の点から誤った都市計画決定を前提に進められた本件の設計業務や、造成工事は違法である。

以上